

は が
芳賀 高洋
岐阜聖徳学園大学
教育学部

著作権制度と
著作権教育

著作権の基本

- 一. 著作物の著作者に敬意を表すること。
- 二. 著作物の著作権を尊重すること。

著作者に敬意を表し、
著作権を尊重するとは
具体的には、
どういうことか？

著作者に敬意を表し、
著作権を尊重する

「あなたの作品は
とても素晴らしいと思いました。
ですから、ぜひ、
私の自治会の活動で、
100名にコピーして
配布したいと考えたのですが、
ご了解いただけるでしょうか？」

＝挨拶をして、了解を得ること

すると、作者のマネージャーから
お返事がありました。

「当作品を気に入っていただき、
誠にありがとうございます。
作者ともども、大変うれしく思っています。

さて、当作品の利用に際しては、
配布人数が100名まででしたら、
著作権使用料として税込10万円を
頂戴しております。」

「自治会のボランティア活動で 地域住民に配りたい」

- 安くしてもらったり、無料でいいですよといってくれることも。
- ただし、その場合、「作者の氏名を表示してほしい」、
「どのように使用したかレポートを送ってほしい」
等の条件が出されることも。

許諾交渉（著作権処理）は、
とても手間がかかる

- 了解（許諾）を得る
- 交渉をする
- 料金を支払う
- しかも、必ず「事前に」

面倒なのは、作者も同じ。
断りの連絡を入れてくれるだけで「十分だ」
という作者もいるが、お金を払ってくれれば
利用者側の「敬意」も十分伝わるというのが
本音のところかもしれない。

双方の手間を一定程度
軽減するための仕組み

面倒な手続きを代行する団体

※許諾を得ずとも料金さえ払えばよい。

(公) 日本複製権センター (J R R C)

→音楽であればJASRACやAVEXが有名

→学校教育であれば、法的に定められた
授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS) ※後述

(公) 日本複製権センター J R R C

個人学習塾等の民間企業等が
無許諾で著作物をコピーする場合

単価4円 × コピー著作物数 × 部数
(ページ数)

= 支払料金

単価4円×コピー著作物数×部数＝支払料金

仮に、全校児童600名の小学校
児童一人1日5時間の授業で
著作物を5つコピーした場合

年200日x4円x5つx600名(部)=240万円/年

※板書もノートも著作物(教科書の文章等)を写せば「コピー」に該当しますので、児童生徒の日々のコピーは、もしかしたら、1日5つ以上あるかもしれません。

※なお、コピーする著作物を有料で取得したか、無料で取得したかは無関係です。現に教科書は子どもたちは無料で取得しています。

もしも、
学校ならば、

しかし、1970年（昭和45年）
著作権法 第35条制定

特別に
学校の授業では
必要と認められる範囲で
「無許諾・無料」で
著作物のコピー可

日本の1学年150万人で計算すると

150万人 × 200日 × 4円 × 5つ = 60億円/年
小中高校合わせて **720億円/年**

しかし、法律によって、
50年間で、
小中高校だけでも、

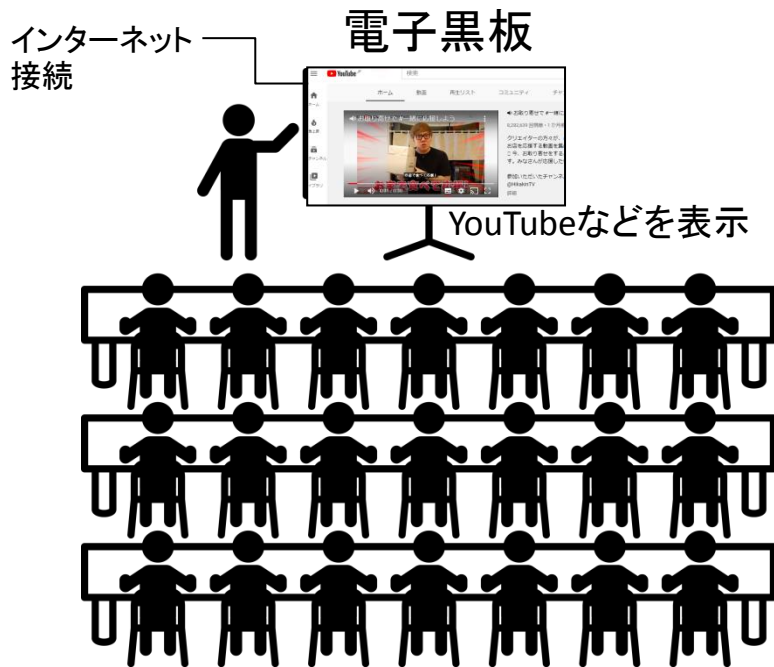
3兆円以上「免除」されてきた。

じつは違法状態？

ただし、法律の条文だけで判断すれば、
児童生徒が無断コピーするのは
2003年までは「違法」とみなせなくもありません。
1970年以来、33年間、授業目的の無断コピーは
教師のみ（教育を担当する者）に許された特例
でした。つまり、違法状態が黙認されてきました。

本当は、著作権者の許諾が必要だった。
（料金の支払いも必要だったかもしれない）

さらに、学校の授業での著作物のインターネットやファックス、放送等による**無断**受送信行為(公衆送信)は、**2020年4月28日まで違法**。これまで「黙認」。
たとえば、以下のような行為。



教室の電子黒板でYouTubeの映像をうつし、それを、教室の児童生徒に視聴させる行為

この行為を

「公衆送信を伴う公の伝達」

と言い、著作権者の許諾が必要であった(現在は無断でも合法)。

コピーよりもはるかに高額の料金

授業目的公衆送信補償金

×いままでお金がかからなかったのに、突然、お金を支払うのはおかしい

- 見逃してもらっているだけ。学校現場をくまなくチェックしたら違法状態のものがもっとたくさんあるかも。民事ばかりではなく、刑事告訴もありうる。
- しかし、過去のことは不問とし、2018年に法を改正し、新しい仕組みを構築（文科省・文化庁）。

× 補償金が高い

- むしろ、激安といってよい（年間消しゴム1個分程度）
児童数600名の小学校の場合

600名 x 120円 = 7万2千円/年間で固定

※しかも、公衆送信の回数制限や著作物数の制限がない。

なので、どんどん利用すべき（権利者もそれを望んでいる）

> 著作権法の趣旨にも合致

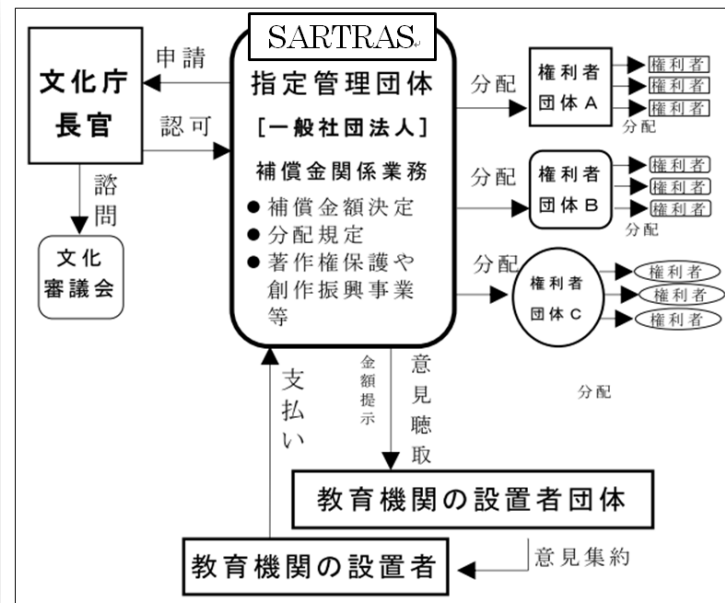
- JRRC公衆送信の単価はコピー単価4円よりもはるかに高額
例：単価10円・600名児童が1日X著作物を公衆送信でさえ
10円 x 600名 x 200日 x 著作物数 X = 120 X 万円/年

× 使った分だけ支払う従量制がよい

- GIGAスクール構想下で、もし、使った分だけ料金を支払う従量制であった場合、かなりの高額になる。
- そもそも、いつ、だれが、どの著作物を何度公衆送信したかをすべてチェックしなくてはならず、事実上、不可能。

× SARTRAS怪しい・利権だ

- SARTRASは法で定められ、文化庁長官の認可をうけた日本で唯一の補償金業務代行団体。補償金は、各著作権管理団体に「分配」される。
- もし、SARTRASではなく、著作権者と個別に交渉・契約をしたとしたら金額は青天井。しかも、「事前に」交渉し、契約をしなければならぬ。



× 日本だけだ

- これはフェイクニュース。むしろ、先進国の中で日本だけ、いままで支払っていなかった。日本は著作権制度後進国。補償金制度は、ドイツ、フランス、オーストラリア等で実施。
- イギリスは、補償金ではなく、権利者団体と直接学校が契約。アメリカもかなりの金額を支払っている(米国の大学はよく訴訟を起こされる)。

× 著作権法改正で学校での利用が厳しくなった

- これもフェイクニュース。逆に、だいぶ、ゆるくなった。
- 「学校現場で何でもアリになったと誤解されるのではないかと懸念されている。
- そのため、「**著作権教育をしっかりと実施してほしい**」と要望されている。

著作権は、常に我々にかかっている。

この場合は「ダメ」、あの場合は「よい」

と言わないでください。→ **口にした場合は注意しあう**

この場合は「了解が必要」、「料金が必要」

あの場合は「了解が不要」、「無料」

と言うように推奨しましょう。

「許諾をとるのが面倒くさいので、利用はダメ」は✕

「許諾が得られなかったので利用はダメ」は◎

「料金を払う必要があるが払えなかったのでダメ」は△

学校教育関係者の 著作権を尊重する態度

きれいな事かもしれませんが

我々、学校関係者は

著作者・著作権者のみなさんに対して
五十年ものあいだ

本来、許諾を得るべきところを

無許諾・無料で

ときには違法状態で

著作物を

我々の仕事に

利用させていただいてきたことに

感謝すること

作者やクリエイターなど

著作者と対面する機会があれば

謝意を伝えること

そうした姿勢こそ

子どもに示すべき模範であり

教育者として

あるべき態度ではないでしょうか。

著作権に対して
他人事ではなく
主体的に関わり
著作者らとよく対話をして
相互理解、共通理解を図る。
これが現代社会の解決方法。

著作權法第三十五條

2020年4月28日施行 新第35条1

学校その他の教育機関

（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育**

を担任する者及び授業

を受ける者は、その授業

の過程における利用に供す

ることを目的とする場合には、その必要と認められる

限度において、公表された

著作物を**複製し、**若しく

は公衆送信（自動公衆送

信の場合にあつては、送信可能

化を含む。以下この条において

同じ。）を行い、又は公表

された著作物であつて公衆

送信されるものを受信装置

を用いて**公に伝達する**

ことができる。

ただし、―以降省略―

異時の公衆送信、異時の公衆送信をともし公の伝達

2020年4月28日施行 新第35条2, 3

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、**相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならぬ。**

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において**当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。**

授業目的公衆送信補償金制度の新設、同時の公衆送信は補償金対象外

◆学校教育法第1条校等公教育施設

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

◆その他の教育施設

保育所、特区学校(株式会社立学校等)

◆社会教育施設等

公民館、美術館、博物館等(文化庁や教育委員会管轄)
青少年センター(自然の家等)、教員研修センター等

授業の過程

◆初中等学校の場合、原則学校教育法施行規則や学習指導要領に規定されるもの

教科授業、特別活動、部活動(※)、公開研究授業、学童保育(*)

※学校教育法上は正規の教育課程として認められない部活動や
オンライン授業、学童保育等も、著作権法上は、
授業として認められる。(ただし、短大や大学等は別)

◆教員研修

授業検討会(校内)、教員研修センターでの教員研修
教員免許状更新講習(大学等)

◆授業に含まれないもの

職員会議、PTA活動、放課後学校施設を使った活動など
(学習塾など営利企業等が学校施設を使って行う教育)

教育を担当する者

学校教員、講師、ゲストティーチャー

※教員から指示を受けた事務員、学校司書、
ICT支援員、SC、看護師等

授業を受ける者

園児、児童生徒、学生(年齢は問わない)

※年少者や障害者をサポートする者(保護者等)も含む

※授業参観の保護者や公開研究授業の参観者も含む

著作物

◆思想や感情を創作的に表現した作品等

文章、映像、写真、図、モデル、絵、音声、音楽、光、ソフトウェア等

◆著作物ではないもの

文字、記号、単純な模様や形、アイデア、データ、数式、タイトルや名前・名称、事実の記録(試合結果：中日3－1阪神)、料理の盛り付け、頭の中だけの想像(構想)

著作物の複製

板書、筆記、コピー、輪転機、
録音、録画、写真撮影、
PCやスマホでの文章入力、
お絵かき模写、
PDF化、画像化、映像化、音声化
USBメモリーやハードディスク保存等

第35条で**無断公衆送信**が認められる例（1）

- 学校外にあるサーバ(クラウド、教育センター等)に、自宅での予習復習や宿題を含む授業目的で他者の著作物を含むファイルや映像、音声をアップロードしたり、ダウンロードしたりする行為。
- 教科書や教材を含む授業ビデオ動画を、パスワードをつけて、教員が担当する児童生徒に配信する。

なお、学校内に設置され、学校内からしかアクセスできないサーバへのネットワークを通じた著作物保存は公衆送信ではない。単なるコピーである。

オンライン予習復習と教室授業での公衆送信



〔自宅で予習〕

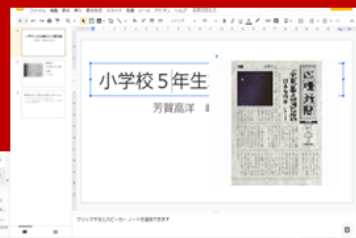
- ① 新聞記事をスマホ撮影
- ② 写真をクラウド・サービスのスライドにアップロード



複製



公衆送信



クラウド・サービス

学校



③ 予習で作成したスライドを学校のPC等で表示

公衆送信

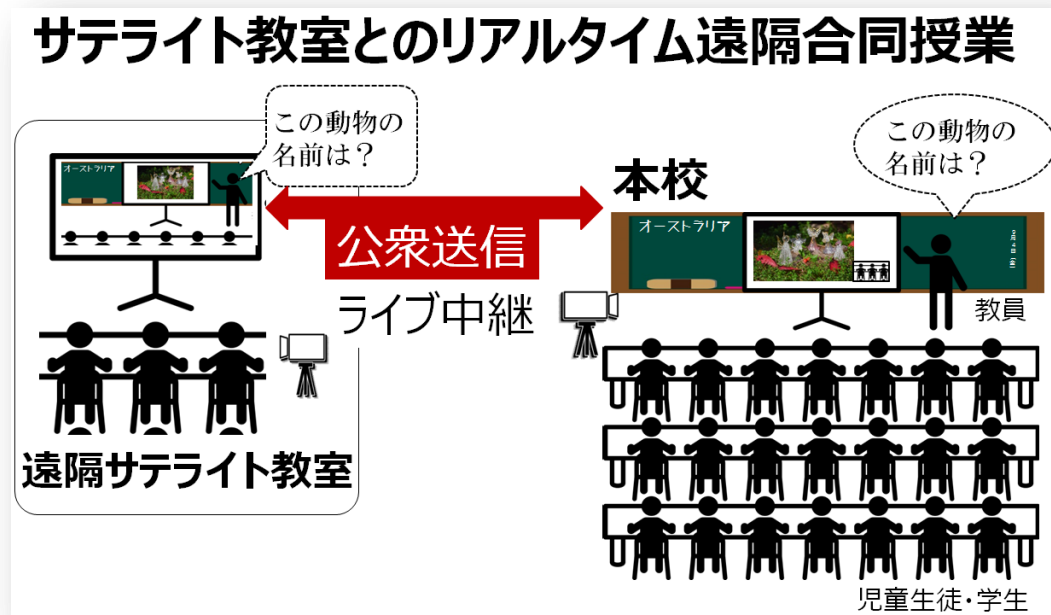
自動公衆送信

公に伝達

④ グループで発表・話し合い

第35条で**無断公衆送信**が認められる例（2）

- 本校の教員の面前に児童生徒がいる授業の様子を、分校（サテライト）にリアルタイム中継する遠隔合同授業（補償金支払い不要）



第35条で無断公衆送信が認められる例（3）

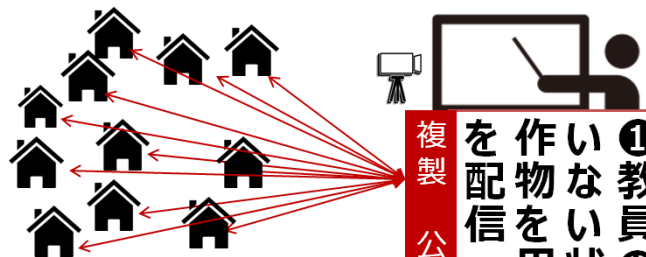
- 誰もいない教室で教員が行う授業を在宅の児童生徒にリアルタイム配信するスタジオ型オンライン授業
※ただし、学校教育法上、正規の教育課程として認められない。

スタジオ型（同期型）在宅オンライン授業



複製/公衆送信
公に伝達

④在宅学生
同士のグルー
プ・オンライン
学修



②多数の履修者が各自宅
PC等でリアルタイムで同時
に受講

③履修者と教員間の双方
向のやりとり

複製
公衆送信
公に伝達

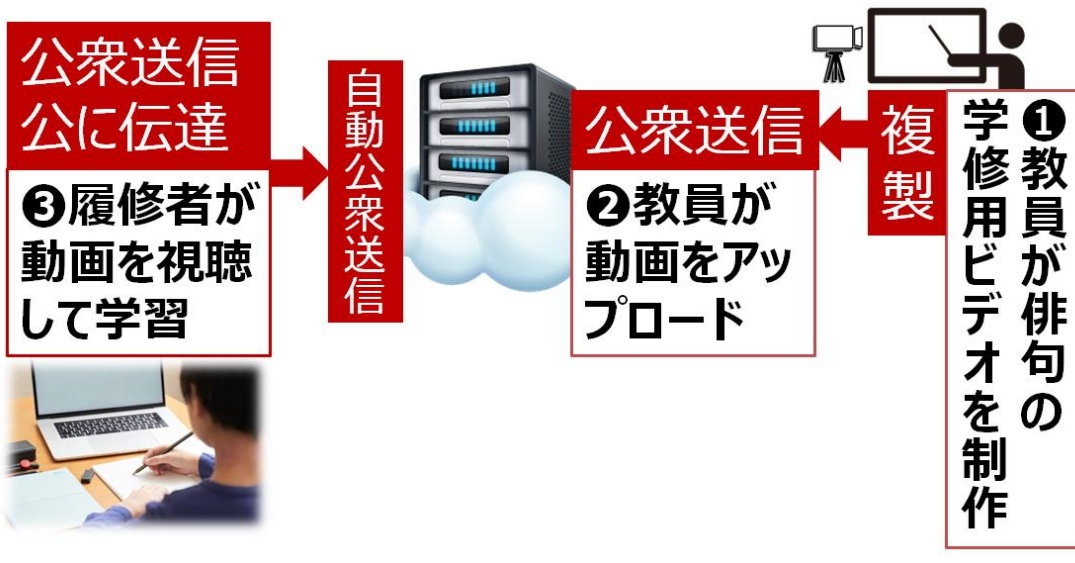
①教員の面前に学生が
いない状態で他者の著
作物を用いながら講義
を配信・質疑応答

第35条で無断公衆送信が認められる例（4）

●教師があらかじめ用意しておいた授業ビデオや教材を、児童生徒が好きなときにネットを通じてダウンロードするなどして学習する。

※予習復習や宿題としては可だが、小中学校の正規の教育課程としては認められていない。

オンデマンド型 在宅オンライン授業



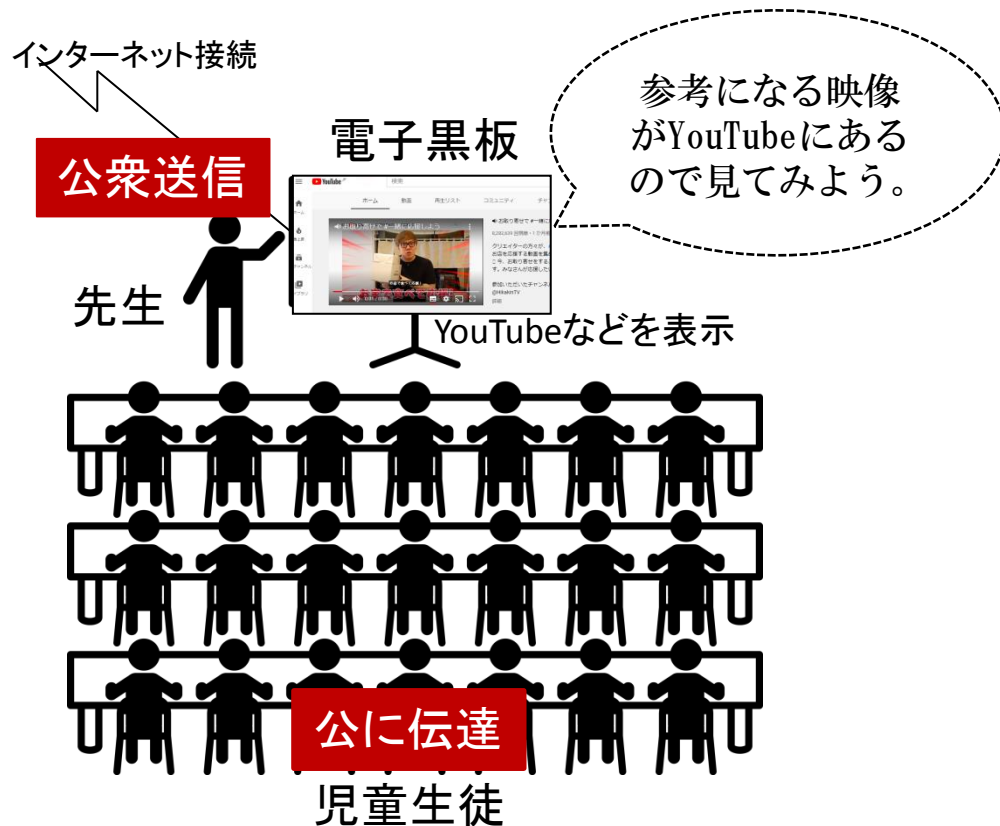
許諾が必要な公衆送信の例

公衆≠公開

- 学校外にあるサーバに、授業目的で他者の著作物を含むファイルをアップロードし、それを「公開」設定にして不特定者が誰でもアクセスできるような状態にする行為
- 著作物を含む授業ビデオをYouTube等で「公開」する行為
- 学校ホームページで「公開」する行為
- 学校Aと学校Bでやりとりする行為
- 教育委員会が作成した教材を、管轄の学校に配信する行為
- 教員どおしでメールに添付するなどして送受信する行為（自分が関与してる教材であれば許諾不要）
- PTA活動や職員会議等、授業として認められない教育活動での公衆送信

公衆送信を伴う公に伝達

◎ たとえば、教室でインターネットで受信装置を用いてYouTubeにアクセスし、スクリーンに投影して映像を上映(公の伝達)する。



権利者の利益を不当に害する

まだ公表はされていませんが、以下のような行為は、「権利者の利益を不当に害する行為」とされる可能性が高いです。著作権者の許諾が必要(ただし、まず許可はおりない)です。

- ◆ 児童生徒一人1冊購入することが前提の商品のコピー(ドリルなど)
- ◆ 採択している検定済教科書や全員が購入している図書以外の図書の大部分をコピーする行為
- ◆ 1授業あたり少しづつコピーし、最終的に図書の全部をコピーする行為
- ◆ DVDの映像の全てをクラウド・サーバにアップロードし、児童生徒がいつでも自由にダウンロードしたり、ストリーミングで視聴できるようにしておく行為。
- ◆ レンタルしてきた音楽CDの楽曲を児童生徒全員が自由にダウンロードできるようにしておく行為
- ◆ 市販CDの楽曲をビデオのBGMとして映像に組み込んだ卒業生への記念DVDビデオを作成し、卒業生に配布する行為

著作者人格権の侵害

著作財産権ではなく、作者の感情を傷つけるような行為はしてはならないとする著作者人格権が日本の著作権法で規定されています。許諾を得れば可能である場合もあります。学校では以下のような行為です。

- ◆ 絵本のページを大きく拡大コピーする行為（読み聞かせ等）
※絵本の絵は、出版される絵本のサイズにあわせて描いている場合があり、拡大コピーなどをすると感情を害する作者がいる。
- ◆ 写真や絵を勝手にトリミングしたり、改変する行為
- ◆ 作者の氏名を消去する行為
- ◆ ある児童が図工で描いた途中の絵（非公表）を、別の児童がこっそり写真撮影し、ネットで公にしてしまうような行為
- ◆ 先生が、ある写真を、写真と無関係の事件を紹介するプリントに掲載するなどして悪いイメージに利用する。

今後の著作権教育 (権利者からの要望)

- ◆ 特例中の特例である著作権第35条のことを児童生徒に教えてほしいではありません。それはあくまで特例ですから、**脚注扱い**程度でかまいません。
- ◆ 大人も子どもも、著作者に敬意を払い、著作権を尊重し、コピーをしたり、ネットで送信したりする場合には、必ず、事前に、著作者(著作権者)に**了解を得る**ことを、まず、伝えてほしいと思います。
- ◆ 加えて、現代は幼稚園児であっても情報発信者になりますし、小学生が著作者になる機会も多いです。

- ◆「～をしない」という後ろ向きの教育になりがちな「情報モラル教育」として著作権教育はやるべきではないと考えます。
- ◆世界的に行われているのは前向きな倫理や公共的道徳を扱う「**デジタル・シティズンシップ教育**」として著作権教育を行うことが理想です。
- ◆GIGAスクール構想など一人1台時代では、単なる著作物の利用者としての受け身の教育ではなく、小学校低学年から**著作者や情報発信者としての著作権教育**が今後は求められます。主体的・対話的な学びです。

1970（昭和45）年－2003（平成15）年の第35条

学校その他の教育機

関（営利を目的として設置されて
いるものを除く。）において

教育を担任する者

は、その**授業の過程**における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を**複製することが**できる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教員のみが、一定程度の無断複製を許されていた

2004（平成16）年 - 2020（令和2）年の第35条1

学校その他の教育機

関

（営利を目的として設置さ

れているものを除く。）にお

いて

教育を担任する者及

び授業を受ける者は、

その授業の過程におけ

る使用に供することを目

的とする場合には、必要

と認められる限度におい

て、公表された著作物を

複製することがで

きる。

ただし、当該著作物の

種類及び用途並びにその

複製の部数及び態様に照

らし著作権者の利益を不

当に害することとなる場

合は、この限りでない。

学習者（受講者、児童生徒・学生）の無断複製が可能となった。

2004（平成16）年 - 2020（令和2）年の第35条2

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該**

授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

リアルタイムの遠隔授業（サテライト授業等）での公衆送信